

1 1 食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 1 1 - 1 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧表

1 市役所備蓄基地 大町市大町 3 8 8 7 番地 (桜田町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大 6 缶入り)	2 1 箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大 6 缶入り)	1 1 箱
	アルファ化米 (五目ご飯 5 0 食)	4 0 箱
	アルファ化米 (梅がゆ 5 0 食)	1 9 箱
	アルファ化米 (わかめご飯 5 0 食) アレルギー対策品	1 0 箱
	ビスケット (6 0 袋入)	2 3 箱
	非常備蓄用ミルク (1 0 本入り)	2 4 箱
	粉ミルク (未満児用キューブタイプ 小箱 8 個入)	2 0 箱
	粉ミルク (乳児用キューブタイプ 小箱 8 個入)	2 0 箱
	カロリーメイト (6 0 食)	1 5 箱
	ようかん (5 本入 2 0 パック)	1 8 箱
	野菜ジュース (3 0 缶入り)	2 箱
	哺乳瓶 (プラ 2 4 0 cc)	2 0 個
	簡易炊飯袋 (5 0 袋)	5 0 箱
	給水ポリ容器 (1 0 0)	2 5 袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各 1,600 個
	ガソリン燃料缶 (1 0 × 4 缶)	1 0 箱
	混合油 (1 0 × 4 缶)	2 箱
	エンジンオイル (1 0)	2 缶
	灯油	1 4 4 0
	灯油タンク (1 8 0)	1 2 個
	ポリタンクストッカー	7 個
	プロパンガスボンベ (8 kg)	2 本
	プロパンガスボンベ (5 kg)	4 本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	1 5 個
	カセットコンロ用ガス (4 本入り)	7 5 箱
	アルカリ電池 (単 1)	3 2 0 個
	アルカリ電池 (単 3)	4 1 0 個
	七輪 (大)	4 個
	炭 (1 0 kg)	1 0 箱
	医薬品 (2 0 人用)	4 箱
	真空圧縮難燃毛布	6 8 枚
	難燃毛布	9 6 枚
	アルミ防寒ブランケット	1 5 0 枚
	圧縮タオル	4 0 0 枚
	圧縮下着 (男・女)	各 1 5 0 枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	4 個
	ダンボールトイレセット	2 0 0 個
	トイレトペーパー	2 7 0 個
	ティッシュペーパー (5 箱入り)	6 0 個
	大人用オムツ	5 0 個
	生理用品 (2 6 4 個入り)	2 箱
	手回し充電ラジオ (防滴)	1 5 個
	ランタン (灯油)	1 5 個
	充電 LED ライト	2 5 個
	充電 LED サーチライト	1 0 個
	懐中電灯 (単 1 × 4 個)	1 5 個
	LED 誘導棒	5 0 本
	トラロープ (1 2 mm × 1 0 0 m)	7 個

	日曜大工セット	4個
	レスキューアクセス	4個
	のこぎり (刃30cm、ケース付)	5個
	両口ハンマー (90cm、3.5kg)	3個
	ボール (八角バラシタイプ90cm)	5本
	両つるはし (90cm)	5個
	スコップ (パイプ柄、丸・角)	各12本
	ボルトカッター	3個
	一輪車 (二才浅型)	7台
	折畳み式リアカー	2台
	折畳み式カゴ台車	2台
	コードリール (防雨、30m)	9台
	木製バリケード	20個
	ブルーシート (10m×10m)	6枚
	ブルーシート (2間×3間)	29枚
	ヘルメット	273個
	雨具	14個
	担架	1個
	ワンタッチパーティション	144個
	ワンタッチパーティション屋根	15個
	アルミマット	80個
	クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	2式
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	12個
	ドーム型テント	3個
	ガソリン発電機 (1kW)	6台
	ガス発電機 (1kW)	6台
	非常用蓄電池	3台
	投光器 (500w×2灯)	13基
	ジェットヒーター (HP-1600)	2台
	石油ストーブ	7台
	炊出し器具 (28ℓ)	2台
	やかん (8ℓ)	10個
	水浄化装置	2台
	ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各4台
	チェーンソー (刃渡30cm)	2台
	チェーンソー (刃渡40cm)	2台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t/5t)	4台
	爪付油圧ジャッキ (ロング爪2.5t/5t)	1台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	2台
	小電力トランシーバー	10台
	可動式温風機	1台
	救命胴衣	30個
	大型扇風機	3個
	クッキングストーブ	2個
	非常用特殊公衆電話用電話機	6個
	簡易ベット	2個
	ノーパンク自転車	6台

2 大町北小学校備蓄基地 大町市大町5806番地8 (俵町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	2箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱

アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
ビスケット (60袋入)	3箱
非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
カロリーメイト (60食)	7箱
ようかん (5本入20パック)	3箱
野菜ジュース (30缶入り)	2箱
哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各600個
ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
エンジンオイル (1ℓ)	1缶
灯油	72ℓ
灯油タンク (18ℓ)	4個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
アルカリ電池 (単1)	50個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	2箱
真空圧縮難燃毛布	40枚
アルミ防寒ブランケット	80枚
圧縮タオル	200枚
圧縮下着 (男・女)	各50枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2個
ダンボールトイレセット	160個
トイレトペーパー	90個
ティッシュペーパー (5箱入り)	32個
大人用オムツ	52個
生理用品 (264個入り)	2箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5個
ランタン (灯油)	5個
充電LEDライト	10個
充電LEDサーチライト	10個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	10本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	2個
レスキューアックス	2個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	3本
両つるはし (90cm)	3個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール (防雨、30m)	5台
木製バリケード	10個
ブルーシート (10m×10m)	2枚

ブルーシート (2間×3間)	10枚
ヘルメット	40個
ワンタッチパーティション	42個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7個
ホワイトボード (幅1.8m)	1個
ガソリン発電機 (1kW)	2台
ガス発電機 (1kW)	1台
投光器 (500w×2灯)	4基
ジェットヒーター (HP-1600)	2台
石油ストーブ	8台
炊出し器具 (28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2台
チェーンソー (刃渡30cm)	2台
チェーンソー (刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2台
アルミ一連梯子 (4.2m)	1台
アルミ脚立 (1.8m)	1台
可動式温風機	1台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	2個
非常用特殊公衆電話用電話機	2個
ノーパンク自転車	1台
避難所用品収納庫	1台

3 大町南小学校備蓄基地 大町市常盤3543番地1 (清水)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	2箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
	カロリーメイト (60食)	7箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
	アルカリ電池 (単1)	50個
	アルカリ電池 (単3)	10個

七輪 (大)	2 個
炭 (10 kg)	10 箱
医薬品 (20 人用)	2 箱
真空圧縮難燃毛布	40 枚
アルミ防寒ブランケット	80 枚
圧縮タオル	200 枚
圧縮下着 (男・女)	各50 枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2 個
ダンボールトイレセット	160 個
トイレトペーパー	90 個
ティッシュペーパー (5 箱入り)	32 個
大人用オムツ	20 個
生理用品 (264 個入り)	2 箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5 個
ランタン (灯油)	5 個
充電LEDライト	10 個
充電LEDサーチライト	2 個
懐中電灯 (単1×4 個)	5 個
LED誘導棒	10 本
トラロープ (12mm×100m)	2 個
日曜大工セット	2 個
レスキューアックス	2 個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3 個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2 個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	3 本
両つるはし (90cm)	3 個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5 本
ボルトカッター	1 個
一輪車 (二才浅型)	2 台
折畳み式リアカー	1 台
折畳み式カゴ台車	1 台
コードリール (防雨、30m)	5 台
木製バリケード	10 個
ブルーシート (10m×10m)	2 枚
ブルーシート (2間×3間)	10 枚
ヘルメット	40 個
ワンタッチパーティション	42 個
ワンタッチパーティション屋根	5 個
アルミマット	40 個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1 式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7 個
ホワイトボード (幅1.8m)	1 個
ガソリン発電機 (1kW)	2 台
ガス発電機 (1kW)	1 台
投光器 (500w×2灯)	4 基
ジェットヒーター (HP-1600)	2 台
石油ストーブ	7 台
炊出し器具 (280)	1 台
水浄化装置	1 台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2 台
チェーンソー (刃渡30cm)	2 台
チェーンソー (刃渡40cm)	1 台
爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2 台
アルミ一連梯子 (4.2m)	1 台
アルミ脚立 (1.8m)	1 台
可動式温風機	1 台

	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	2個
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	ノーパンク自転車	1台
	避難所用品収納庫	1台

4 大町東小学校備蓄基地 大町市社6700番地(松崎)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ(おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ(クラッカー大6缶入り)	2箱
	アルファ化米(五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米(わかめご飯50食)アレルギー対策品	2箱
	ビスケット(60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク(10本入り)	2箱
	カロリーメイト(60食)	7箱
	ようかん(5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース(30缶入り)	2箱
	哺乳瓶(プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋(50袋)	10箱
	給水ポリ容器(10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶(1ℓ×4缶)	5箱
	混合油(1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル(1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク(18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ(8kg)	1本
	プロパンガスボンベ(5kg)	1本
	カセットコンロ(暴風・ケース付)	5個
	カセットコンロ用ガス(4本入り)	30箱
	アルカリ電池(単1)	50個
	アルカリ電池(単3)	10個
	七輪(大)	2個
	炭(10kg)	10箱
	医薬品(20人用)	2箱
	真空圧縮難燃毛布	40枚
	アルミ防寒ブランケット	80枚
	圧縮タオル	200枚
	圧縮下着(男・女)	各50枚
	仮設トイレ(マンホール用・テント)	2個
	ダンボルトイレセット	160個
	トイレトペーパー	90個
	ティッシュペーパー(5箱入り)	32個
	大人用オムツ	20個
	生理用品(264個入り)	2箱
	手回し充電ラジオ(防滴)	5個
	ランタン(灯油)	5個
	充電LEDライト	10個
	充電LEDサーチライト	10個
	懐中電灯(単1×4個)	5個
	LED誘導棒	10本
	トラロープ(12mm×100m)	2個
	日曜大工セット	2個

レスキューアックス	2個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2個
バール (八角バラシタイプ90cm)	3本
両つるはし (90cm)	3個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール (防雨、30m)	5台
木製バリケード	10個
ブルーシート (10m×10m)	2枚
ブルーシート (2間×3間)	10枚
ヘルメット	40個
ワンタッチパーティション	42個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7個
ホワイトボード (幅1.8m)	1個
ガソリン発電機 (1kW)	2台
ガス発電機 (1kW)	1台
投光器 (500w×2灯)	4基
ジェットヒーター (HP-1600)	2台
石油ストーブ	8台
炊出し器具 (28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2台
チェーンソー (刃渡30cm)	2台
チェーンソー (刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2台
アルミ連梯子 (4.2m)	1台
アルミ脚立 (1.8m)	1台
可動式温風機	1台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	2個
非常用特殊公衆電話用電話機	1個
ノーパンク自転車	1台
避難所用品収納庫	1台

5 八坂備蓄基地 大町市八坂1090番地 (大平)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	3箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	1箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱

給水ポリ容器 (100)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各300個
ガソリン燃料缶 (10×4缶)	5箱
混合油 (10×4缶)	1箱
エンジンオイル (10)	1缶
灯油	720
灯油タンク (180)	5個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
アルカリ電池 (単1)	20個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	1箱
アルミ防寒ブランケット	30枚
圧縮タオル	100枚
圧縮下着 (男・女)	各20枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	1個
ダンボールトイレセット	75個
生理用品 (264個入り)	2箱
トイレトペーパー	50個
ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
手回し充電ラジオ (防滴)	3個
ランタン (灯油)	3個
充電LEDライト	5個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
バール (八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし (90cm)	2個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール (防雨、30m)	3台
ブルーシート (10m×10m)	4枚
ブルーシート (2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	42個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機 (1kW)	2台
ガス発電機 (1kW)	1台
投光器 (500w×2灯)	4基

	ジェットヒーター (HP-1600)	2台
	石油ストーブ	4台
	炊出し器具 (28ℓ)	1台
	水浄化装置	1台
	ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2台
	チェーンソー (刃渡30cm)	2台
	チェーンソー (刃渡40cm)	1台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	1台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	1台
	小電力トランシーバー	5台
	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	1個
	非常用特殊公衆電話用電話機	3個
	ノーパンク自転車	2台

6 美麻備蓄基地 大町市美麻11810番地イ (二重)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	3箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	1箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各300個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
	アルカリ電池 (単1)	20個
	アルカリ電池 (単3)	10個
	七輪 (大)	2個
	炭 (10kg)	10箱
	医薬品 (20人用)	1箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	圧縮タオル	100枚
	圧縮下着 (男・女)	各20枚
	生理用品 (264個入り)	2箱
	ダンボールトイレセット	75個
	トイレトペーパー	50個
	ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
	手回し充電ラジオ (防滴)	3個
	ランタン (灯油)	3個

充電LEDライト	7個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯(単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ(12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり(刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー(90cm、3.5kg)	1個
パール(八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし(90cm)	2個
スコップ(パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車(二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
コードリール(防雨、30m)	3台
ブルーシート(10m×10m)	4枚
ブルーシート(2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	42個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント(3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム(2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機(1kW)	2台
ガス発電機(1kW)	1台
投光器(500w×2灯)	4基
ジェットヒーター(HP-1600)	2台
石油ストーブ	4台
炊出し器具(28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン(防水)	各2台
チェーンソー(刃渡30cm)	2台
チェーンソー(刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ(爪2t、5t)	1台
アルミ一連梯子(4.2m)	1台
アルミ脚立(1.8m)	1台
小電力トランシーバー	5台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	1個
非常用特殊公衆電話用電話機	2個
ノーパンク自転車	2台

7 平公民館 大町市平10352番地1(木崎)

番号	品名	数量
	アルファ化米(五目ご飯50食)	10箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米(わかめご飯50食)アレルギー対策品	1箱
	ビスケット(60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク(10本入り)	2箱
	カロリーメイト(60食)	6箱
	ようかん(5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース(30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚

	生理用品 (264個入り)	1箱
	ダンボールトイレセット	50個
	ワンタッチパーティション	22個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

8 社公民館 大町市社3495番地2 (閩田)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	10箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
	カロリーメイト (60食)	3箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	22個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	避難所用品収納庫	1台

9 常盤公民館 大町市常盤3601番地18 (下一)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	11箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	3箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	2箱
	カロリーメイト (60食)	8箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	22個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

10 ラーバン中綱 大町市平19862番地1 (中綱)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	9箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱

	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個

1.1 海の口公民館 大町市平13192番地1 (海の口)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	6箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	3箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

1.2 鹿島 大町市平8308番3 (鹿島)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	非常備蓄用ミルク (10本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

1.3 大新田資機材倉庫 大町市大町7016番3 (大新田町)

番号	品名	数量
	懐中電灯 (単1×4個)	5個
	トラロープ (12mm×100m)	2個
	レスキューアックス	1個
	のこぎり (刃30cm、ケース付)	1個
	両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
	ボール (八角バラシタイプ90cm)	2本
	両つるはし (90cm)	2個
	スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
	一輪車 (二才浅型)	2台
	コードリール (防雨、30m)	1台
	木製バリケード	100基
	ブルーシート (2間×3間)	10枚
	ポリ土嚢袋	10,750袋
	土嚢製造機	1台

1.4 給水関係備蓄品

品名	容量	数量
給水タンク	1,200ℓ	2個
ポリタンク	10ℓ	53個
ポリ袋	4ℓ	100個

資料 1 1 - 2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープながの)

大町市（以下「甲」という）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第 4 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第 5 条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第 6 条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第 7 条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第 8 条 第 3 条および第 6 条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第 9 条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第 10 条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第 11 条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通をそれぞれ保有する。

平成 1 1 年 8 月 2 5 日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

別表 1

<p>優先 供給品目</p>	<p>★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・料理パン・食パン） ★牛乳（L Lその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>
<p>状況に応じて 供給する 品目</p>	<p>●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ・簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレットペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●下着・靴下 ●タオル ●かとり線香（夏季） ●使い捨てカイロ（冬季）</p>

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料 1 1 - 3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(大北農業協同組合)

大町市(以下「甲」という。)と大北農業協同組合(以下「乙」という。)は、大町市内において地震、暴風、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき、(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が、乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう態勢の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項の他、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑惑が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成11年8月25日

甲 大町市大字大町3887番地
大町市長 腰原 愛正

乙 大町市大字大町字光明町3091番地の1
大北農業協同組合
代表理事組合長 北原 貞太郎

生産物資供給

別表

	初動対策	初期対策	復旧対策
	～3日 ライフライン ストップ	4日～6日 電気復旧	7日～30日 水道復旧
	仮設住宅ガス配置		
食料品	○	○	○
飲料水	○	○	○
お茶葉	○	○	○
菓子・パン	○	○	○
米	炊き出し	炊き出し	炊き出し
切り餅	○	○	○
レトルトご飯	○	○	○
インスタント食品	○	○	○
牛乳	○	○	○
果物	○	○	○
缶詰	○	○	○
肉・魚	○	○	○
衣料等	○	○	○
軍手	○	○	○
合羽	○	○	○
長靴	○	○	○
作業服	○	○	○
ゴム手袋	○	○	○
炊事・食器	○	○	○
はし	○	○	○
食器	○	○	○
鍋	○	○	○
包丁	○	○	○
卓上コンロ	○	○	○
身の回り・日用品	○	○	○
ティッシュペーパー	○	○	○
トイレットペーパー	○	○	○
石鹸	○	○	○
紙おむつ	○	○	○
生理用品	○	○	○
粉ミルク	○	○	○
哺乳ビン	○	○	○
タオル	○	○	○
光熱電池材料	○	○	○
電池	○	○	○
懐中電灯	○	○	○
マッチ	○	○	○
ライター	○	○	○
ストーブ	○	○	○
灯油	○	○	○
LPガス設備	○	○	○
防災資材	○	○	○
被覆シート	○	○	○
スコップ	○	○	○
じょれん	○	○	○
チェーンソー	○	○	○

資料 1 1 - 4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(イオンリテール株式会社マックスバリュ長野事業部)

(趣旨)

第 1 条 大町市 (以下「甲」という。) とイオン株式会社ジャスコ新大町店 (以下「乙」という。) とは、大町市の地域において地震、風水害その他の災害が発生したとき (以下「災害時」という。) に、相互に協力して災害発生後の市民生活の安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給を行う。

(協力事項の発動)

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部 (以下、「本部」という。) を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資の協力要請)

第 3 条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資の協力実施)

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲から前項以外の商品の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資)

第 5 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事前に甲乙協議の上定めておくものとする。

(応急生活物資の要請手続)

第 6 条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 7 条 応急生活物資の運搬は、甲または、乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第 8 条 応急生活物資の引渡し場所は、大町市地域防災計画に定める物資輸送拠点または、本部設置箇所とし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。

(費用)

第 9 条 第 4 条および第 7 条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条に規定する納品書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通をそれぞれ保有する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

甲 大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市南松本 2 丁目 7 - 3 0
イオン株式会社 中部カンパニー
長野事業部
事業部長 西崎 泰男

資料 1 1 - 5 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
(株式会社カインズ)

大町市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第 6 条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月23日

甲 長野県大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社 カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

資料 1 1 - 6 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

(長野県石油商業組合)

大町市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び、長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等の傷病者に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書による。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付する。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施する。

(報告手続)

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書を提出する。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定する。

(費用の支払)

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払う。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等について情報交換を行い、災害時等に備える。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給等に関する必要な対策について協議する。

(市民への周知)

第10条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容並び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図る。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新される。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名のうえ各1通を保有する。

平成25年 9月27日

甲 大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 長野市北条町25-1
長野県石油商業組合
理事長 渡邊 一正

丙 松本市中央1丁目23-1 松本商工会館 3F
長野県石油商業組合中信支部
支部長 曾根原 幹二

資料 1 1 - 7 災害時における L P ガスに係る協力に関する協定

(長野 L P 協会大北支部)

大町市（以下「甲」という。）と長野 L P 協会大北支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県 L P ガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時における L P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における L P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対する L P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第 3 条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域の L P ガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見された L P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設への L P ガスが供給されることとなった場合の L P ガス供給設備工事及び L P ガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び L P ガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第 4 条 前条（3）の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給した L P ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第 5 条 甲は、災害時において円滑に L P ガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等に L P ガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第 3 条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第 6 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部消防防災課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内に L P ガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業員の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業員が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 大町市大町3887番地
長野県大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町2511番地3
長野LP協会大北支部
支部長 松山 芳久

丙 長野市中御所1丁目16番13号天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫

資料 1 1 - 8 災害時における物資供給に関する協定書

大町市長 牛越 徹（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター理事長 捧 雄一郎（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料 1 1 - 9 災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）及び HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給、および、平常時における防災教育の支援を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙及び丙が日頃から連携して、災害時における市民生活の早期安定及び被災者支援のために、生活物資の迅速な供給と、平常時においては災害に備えるための教育に協力して取り組み、大町市の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に避難施設等における生活物資、又は、市民への防災教育の普及支援（以下「救援物資等」という。）について必要としたときには、乙又は丙に協力を要請することができる。

（協力の内容）

第 3 条 甲が、乙丙に協力を要請する避難施設等における生活物資の範囲、もしくは、防災教育の範囲は、次の内容とする。（別紙 1 参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収。
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供。
- （3）日用品の備蓄セットの提供。
- （4）地域における防災教育全般に係わるコーディネート。
- （5）その他災害時の応急対策に必要な生活物資として、乙丙が供給できるもの。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、前条に規定する協力の要請を、乙丙にするときは、救援物資等要請書（様式第 1 号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第 5 条 前条の要請書に基づく防災用品等の引き渡し場所への運搬は、原則として乙丙が、行うものとする。ただし、乙丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙丙が供給した防災用品等の費用及び乙丙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙丙が業務の履行後に提出する救援物資等報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準として、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 防災用品等の代金及び運搬に要した費用について、乙丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めて共有するものとし、変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲と乙及び丙は、平時から第3条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成32年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社
代表取締役 山岸 弘道

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO株式会社
代表取締役 清沢 俊太郎

(別紙1)
協力の内容

1. 防災用品等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙2)
連絡体制について

甲 長野県大町市大町3887
大町市 総務部 消防防災課消防防災係

電話 0261-22-0420 (内線516・515)

FAX 0261-22-0392

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社

電話 0265-72-7264

FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO株式会社

電話 0263-55-6754

FAX 0263-99-2481

救援物資等要請書

興亜化成(株)・HARIO(株)

担当者

様

長野県大町市

大町市長 牛越 徹

印

災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

--

*生活物資の供給および防災教育の支援

2 要請内容

要請する生活物資等	供給希望期日	引き渡し場所（輸送先）	備考

3 要請担当者

所属・氏名

連絡先

